

福祉

福祉に関する手当の額が変わりました



手当に関するお問い合わせは町福祉課まで

■ 4月から児童福祉に関する手当の額が変更

● 特別児童扶養手当

在宅で中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対して支給する手当

【変更後の手当額】

- ・1級：月額 49,900円
- ・2級：月額 33,230円

● 障害児福祉手当

在宅で重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の人に対して支給する手当

【変更後の手当額】

- ・月額 14,140円

● 特別障害者手当

在宅で重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に対して支給する手当

【変更後の手当額】

- ・月額 26,000円

● 福祉手当（経過措置分）

福祉手当制度の廃止後、福祉手当を受給していたもの（20歳以上）で特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない障がい者に対して従前の例により支給する手当

【変更後の手当額】

- ・月額 14,140円

● 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に役立つとともに、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給する手当

【変更後の手当額】

- ・全部支給：41,020円
- ・一部支給：41,010円

9,680円

- ・第2子以降：3,000円

- ・第3子以降：3,000円

※各手当は、所得による支給制限があります。

▼ 申請・お問い合わせ先

町福祉課

☎096-234-1114
(内線144)

男女共同参画

■ 「イクメン」などの皆さんをご紹介します

共働き家庭などの増加で、家事や子育てに積極的に参加する男性が増えていきます。

男性の皆さんに、男女共同参画について考えていただくために、「家事男（カジダン・男の人が進んで家事を行うこと）」、「育爺（イクジイ・孫の育児を手伝うおじいさんのこと）」、「イクメン（育児に励む男の人のこと）」の皆さんをご紹介します。

■ 娘と遊んでいる時が一番の心のリフレッシュ

娘が誕生して7か月。日々成長する姿に感激している。昨日できなかったことが今日できて、その

家事や子育てに奮闘する男性をご紹介します ⑥



娘の成長する姿に日々感激している

瞬間に立ち会えるだけでとてもハッピーになる。

それとともに、親としての責任を感じる場面も日に日に実感し始めている。娘の一番近くにいたのは私と妻であり、私たちの教育次第で娘の未来を良い方にも悪い方にも変える可能性がある。そんな不安を抱きつつも、娘の笑顔にはとても癒されており、遊んでいる時が一番の心のリフレッシュとなっている。

娘が頑張つて成長し、最高の時間をプレゼントしてもらっているのだから、私も親として恥じぬよう成長していきたい。(D・N)

■ 家事や子育てに奮闘する様子をご紹介します

男性の皆さん方が日ごろの家事や子育てに奮闘されている様子をぜひ『広報こうさ』でご紹介させていただきます。

※応募する際は、写真および子育てについての意見などを町総務課までご提出ください。

▼ お申し込み・お問い合わせ先

町総務課

☎096-234-1140
(内線241)

町福祉課 ☎096-234-1114 (内線144) ✉klg205@town.kosa.lg.jp

町総務課 ☎096-234-1140 (内線241) ✉klg202@town.kosa.lg.jp